

医療措置協定等の締結状況について（令和6年10月23日現在見込み）

資料1

（1）医療提供・検査・宿泊療養体制

項目	流行初期（大臣公表～3か月）		流行初期以降（4～6か月）	
	数値目標	確保実績	数値目標	確保実績
①病床確保（確保病床数）	1,200床 （うち重症100床）	1,488床 （うち重症103床）	2,000床 （うち重症150床）	2,515床 （うち重症156床）
②発熱外来	1,100機関	1,120機関	1,600機関	1,787機関
③自宅療養者等医療				
（病院）	—	—	100機関	118機関
（診療所）	—	—	850機関	912機関
（薬局）	—	—	1,100機関	2,257機関
（訪問看護事業所）	—	—	150機関	338機関
④後方支援	—	—	170機関	210機関
⑤人材派遣				
（医師）	—	—	100人	137人
（看護師）	—	—	150人	294人
⑥検査の実施件数	4,500件／日	12,190件／日	12,500件／日	17,661件／日
⑦宿泊施設の確保居室数	1,000室	2,001室	1,900室	2,161室

医療措置協定等の締結状況について（令和6年10月23日現在見込み）

（2）人材の養成・資質の向上

項目	数値目標（平時）
⑧医療従事者や保健所職員の研修・訓練回数	医療従事者や保健所職員等の研修・訓練を年1回以上実施する

【達成状況】

- 医療機関や宿泊施設、保健所、消防機関など幅広い関係機関を対象に埼玉版FEMAによる感染症訓練を実施（令和6年11月予定）
- 感染症発生時の保健所支援に必要な基本的な知識等の習得のため、IHEAT要員を対象にeラーニングや講義、演習の他、実践型訓練の研修を実施（令和6年秋予定）
- 医療措置協定を締結する医療機関（病院・有床診療所）の医療従事者を対象に感染症対策に係るオンデマンド研修を実施（令和6年秋予定）

（3）物資の確保

項目	数値目標（平時）
⑨个人防护具の備蓄を十分に行う協定締結医療機関数	対象機関の8割以上が个人防护具の備蓄を十分に行う

【達成状況】

- 医療措置協定を締結する4,448機関のうち3,795機関（85.3%）が个人防护具の備蓄を行う旨規定

（4）保健所の体制確保

項目	数値目標（流行初期）
⑩流行初期1か月目における保健所の人員確保数	流行初期1か月間において想定される業務量に対応する人数を確保

【達成状況】

- 予防計画で定める保健所の体制の確保等について総務部と調整済み（令和6年3月28日付け人第1125号通知）

医療措置協定等の締結状況について（令和6年10月23日現在見込み）

感染症予防計画と新型インフルエンザ等対策行動計画

感染症発生 大臣公表 1週間 4週間 3か月 6か月

発生早期

流行初期

流行初期以降

感染症指定
医療機関対応

協定に基づく対応

A 流行初期

目標項目	数値目標
①確保病床数	1,200床 (うち重症100床)
②発熱外来を担う医療機関数	1,100機関
③自宅療養者等医療を担う機関数	—
④検査の実施件数	4,500件/日
⑤宿泊施設の確保居室数	1,000室

①～③:知事の要請から1週間以内で対応
④～⑤:知事の要請から4週間以内で対応

A

流行初期医療確保措置の対象
となる医療機関を中心に対応

B 流行初期以降

目標項目	数値目標
①確保病床数	2,000床 (うち重症150床)
②発熱外来を担う医療機関数	1,600機関
③自宅療養者等医療を担う機関数	2,200機関
④検査の実施件数	12,500件/日
⑤宿泊施設の確保居室数	1,900室

①～③:知事の要請から2週間以内で対応
④～⑤:知事の要請から4週間以内で対応

B

感染症予防計画

新型インフル
行動計画

準備期

初動期

対応期

疑似把握
統括庁等対応

国県対策本部

(国内での)発生の初期段階

国内で感染が拡大し、
病原体の性状等に応じて
対応する時期

ワクチンや治療薬等
により対応力が高
まる時期

特措法終了
基本的感染症
対策へ移行

①

②

③

④

3